

ID: 176

担当部署: 都市建設課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	柴田町営住宅条例 第16条第1項
例規番号	平成9年条例第21号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条、第16条、第36条及び第37条の規定による。 (家賃の決定等)</p> <p>第13条 普通町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第4項に規定する収入の額(同条第5項の規定により更正された場合には、その更正された収入の額。第27条及び第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に定めるところにより算出するものとする。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第33条の規定による請求を行ったにもかかわらず普通町営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該普通町営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に定めるところにより算出するものとする。</p> <p>4 改良町営住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の法第12条第1項の規定により算出された額の範囲内で町長が定めるものとする。</p> <p>5 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による改良町営住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず、改良町営住宅の家賃を別に定めることができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 改良町営住宅相互の間又は公営住宅との間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 改良町営住宅について改良を施したとき。</p> <p>6 町長は、第2項の数値、近傍同種の住宅の家賃又は改良町営住宅の家賃を定め、又は変更したときは、これらを告示するものとする。 (家賃の納入)</p> <p>第16条 入居者は、第9条第2項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日(第29条第3項又は第34条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあつては明渡しの期限として町長の指定する日(明け渡した日が町長の指定する日前であるときは明け渡した日)、第38条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合にあつては町長の指定する日、第39条第1項の規定による明渡しの請求を受けた場合にあつては請求を受けた日。以下この条において同じ。)までの家賃を納入しなければならない。</p> <p>2 入居者は、毎月末日までに、その月の家賃を町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、入居者が月の途中で町営住宅を明け渡した場合(入居許可者が第29条第3項、第34条第1項若しくは第39条第1項の規定による明渡しの請求を受け、又は第38条に規定する手続を経ないで立ち退いた場合を含む。)においては、町営住宅を明け渡した日の属する月の家賃は、当該町営住宅を明け渡した日までに納入しなければならない。</p>	

3 入居可能日が月の中途であるとき、又は町営住宅を明け渡した日が月の中途であるときは、その月の家賃は、日割計算による。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第36条 町長は、法第40条第1項の規定により普通町営住宅の入居者を新たに整備された普通町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通町営住宅の家賃が従前の普通町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第28条第1項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考	
----	--

設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------